

当番弁護士制度 全国一覧表(2001年)

(2001年5月1日現在につき弁護士会の報告をうけ作成)

2001.5.1

弁護士会	実施時期	平日 形態	休日 形態	休日 運営	対象 地域	支部 体制	裁判所 掲示告知	警察署 ポスター	登録数				受任 義務	費用 基準	当番 マニュアル	委員会派遣制度 ()内は実施日												
									当番	(%)	国選	(%)					会員数											
東京	H3.6.1	待	待	d	全	有	H4.4.1		1,099	27%	1,803	44%	4,127	有	有	有	(H6.1.15)											
第一東京	H3.10.1	待	待	d	全	有	H4.4.1		473	22%	762	35%	2,199	-	有	有	(H6.1.15)											
第二東京	H3.6.1	待	待	d	全	有	H4.4.1		586	26%	953	42%	2,243	-	有	有	(H6.1.15)											
横浜	H3.5.15	待	待	b	全	有	H4.6.1		383	53%	289	40%	718	有	有	有	(H10.12.1)											
埼玉	H4.1.6	待		c	全	*有	H4.5.1	x	229	76%	213	71%	302	-	-	有	(H4.1.6)											
千葉県	H4.4.1	名	名	b c	全	有	H4.5.1	x	220	80%	231	84%	274	有	-	有	(H11.4.1)											
茨城県	H4.2.1	待			全	-	H6.4.1	x	69	73%	73	77%	95	-	-	-	-											
栃木県	H3.9.1	待	待	b	全	有	H4.4.1	不明	81	85%	89	94%	95	-	-	有	-											
群馬	H4.8.1	待	待	b	全	-	H4.8.1		94	75%	115	91%	126	-	有	有	(H12.5.20)											
静岡県	H3.7.1	待	待	b	全	有	H4.6.1		164	75%	199	91%	218	有	-	有	(H6.4.1)											
山梨県	H4.5.11	待	待	b	全	-	H4.5.11		51	96%	48	91%	53	-	-	有	(H11.3.1)											
長野県	H4.4.1	名	名	d	全	-	H4.10.2	x	99	89%	名簿登録制度なし		111	-	-	有	-											
新潟県	H3.11.20	名	名	b	全	-	H4.6.1	不明	90	71%	103	81%	127	有	有	有	(H8.2.6)											
大阪	H4.3.1	待	待	d	全	-	H4.5.12	x	1,155	45%	1,157	45%	2,548	有	-	有	(H5.2.1)											
京都	H4.3.1	待	待	b	全	-	H4.5.1	x	241	73%	232	71%	329	-	-	有	(H5.9.1)											
兵庫県	H4.1.6	待	待	b	全	有	H6.2.1	x	261	63%	124	30%	412	有	-	有	(H10.2.20)											
奈良	H2.11.1	待	待	b	全	-	*H6.12.1	x	60	75%	69	86%	80	有	-	有	(H6.7.1)											
滋賀	H4.7.1	待	待	b	全	-	H4.10.10	x	38	83%	45	98%	46	-	-	有	-											
和歌山	H3.4.1	待	待	*b	全	-	H5.10.1	不明	58	87%	64	96%	67	-	-	有	検討中											
名古屋	H3.4.1	名	名	b	全	有	H4.6.1	x	419	50%	*842	100%	842	-	-	有	(H12.10.1)											
三重	H4.10.1	待	待	b	全	-	H4.10.1	x	37	51%	*57	78%	73	-	-	有	-											
岐阜県	H3.5.1	待	待	b	全	*有	*H5.5.1	不明	60	71%	67	79%	85	有	-	有	(H10.4.1)											
福井	H4.10.1	待	待	b	全	*有	H5.12.24	不明	37	93%	29	73%	40	-	-	有	(H11.1.24)											
金沢	H4.7.6	待	待	b	全	-	H5.11.1	不明	67	85%	74	94%	79	有	-	有	(H11.9.1)											
富山県	H4.4.1	名	待	b	全	有	H6.2.7	x	44	88%	裁判所に一任		50	-	-	有	-											
広島	H3.4.1	待	待	a	全	有	H4.7.1		164	61%	*169	63%	270	-	有	有	(H5.9.1)											
山口県	H4.4.1	待	待	c	全	有	H7.4.1		58	82%	62	87%	71	-	-	有	検討中											
岡山	H3.2.1	待	待	b	全	-	*H4.7.1	x	100	58%	118	69%	172	有	-	有	(H11.4.1)											
鳥取県	H3.12.1	名	待	b	全	有	H7.4.1	x	18	75%	22	92%	24	-	-	有	検討中											
島根県	H4.3.13	名	名	*c b	全	-	H7.6.1	x	21	95%	*21	95%	22	有	有	-	検討中											
福岡県	H2.12.1	待	待	*ad	*全	*有	H4.7.1	x	383	65%	465	79%	590	有	-	有	(H2.12.1)											
佐賀県	H4.1.6	名	名	b	全	有	H4.11.1	不明	31	79%	39	100%	39	-	-	有	(H10.11.1)											
長崎県	H4.4.1	待	待	b	*全	*有	H5.10.1	x	40	60%	41	61%	67	有	-	有	(H11.9.1)											
大分県	H2.9.14	名	待	b	全	有	H4.5.1	不明	48	73%	46	70%	66	-	-	有	(H10.4.1)											
熊本県	H3.3.11	待	待	a	全	-	H5.11.1	x	61	56%	64	59%	109	-	-	有	(H11.4.1)											
鹿児島県	H3.5.1	待	待	b	全	有	H5.4.1		58	73%	64	80%	80	-	-	-	(H10.3.24)											
宮崎県	H4.4.1	名	待	a	全	*有	*H5.9.10	x	41	82%	50	100%	50	有	有	有	(H9.4.1)											
沖縄	H3.10.15	待	待	b	全	-	H4.9.14		118	66%	114	64%	178	-	-	有	(H8.4.26)											
仙台	H4.5.18	待	待	b	全	*有	H4.5.18		138	64%	151	70%	216	有	-	有	(H7.2.1)											
福島県	H4.4.1	待	待	d	全	-	H5.3.1	x	77	90%	名簿登録制度なし		86	-	-	有	(H11.4.1)											
山形県	H4.4.1	待	待	b・d	全	-	H5.3.1		40	77%	48	92%	52	有	-	有	(H11.4.1)											
岩手	H4.6.1	名	名	d	全	-	H5.4.1	x	30	73%	名簿登録制度なし		41	-	-	有	(H11.4.1)											
秋田	H3.6.1	名	名	b	全	有	H6.4.1	x	36	75%	38	79%	48	-	-	-	(H11.4.1)											
青森県	H4.7.1	名	待	d	全	-	H5.10.18	x	36	90%	35	88%	40	有	-	-	(H11.10.1)											
札幌	H3.4.1	待	待	b	全	有	H4.7.1	*x	220	69%	235	74%	319	有	-	有	(H5.3.23)											
函館	H4.4.1	名	待	b	全	-	H7.12.19	x	18	75%	*20	83%	24	-	-	有	(H11.1.1)											
旭川	H4.4.1	名	名	c	全	-	H7.5.15	x	27	100%	*27	100%	27	-	-	-	(H11.4.1)											
釧路	H4.10.1	名	名	c	全	-	*H7.4.1	x	23	100%	*23	100%	23	-	-	有	(H8.8.1)											
香川県	H4.3.10	名	待	b	全	有	H6.10.17	x	48	58%	43	52%	83	-	-	有	(H11.4.1)											
徳島	H4.1.7	名	名	b	全	-	H5.10.1	x	38	72%	40	75%	53	有	-	有	(H11.12.17)											
高知	H4.7.1	名	待	b	全	*有	*H7.6.1	x	33	65%	40	78%	51	有	-	-	-											
愛媛	H4.2.1	名	待	b	全	有	H5.5.1	x	70	80%	70	80%	88	有	-	-	(H12.4.1)											
合計		待 名	32 20	待 名	39 11	全	52	有	28	無	24	不明	8	x	31	12	8,090	44%	9,683	54%	18,228	有	22	9	42	実	41	
														無	30	43	10	検	未								4	7

平日形態・休日形態 基本的に本部の形態を指す。平日形態のうち、和歌山は田辺・新宮支部については名簿制、青森県は弘前地区は待機制、島根県は松江地裁及び出雲支部管内については待機制。休日形態のうち、山形は4支部については名簿制。

休日運営 a 連絡担当者が受付し出勤弁護士に出勤を要請、b 留守録で受付し出勤弁護士が聞いて出勤、c 留守録で受付のみし出勤は平日、d 留守録で受付し連絡担当者がそれを聞いて出勤弁護士に出勤を要請。*印は、福岡は部会毎に異なり(本庁はadの併用、北九州及び久留米部会はb、飯塚はd)、その他は日によって異なる場合等。東京三会は、休日も平日同様の体制。受付は全弁護士会で全日行われている。

支部体制 支部独自で受付・出勤要請等の体制をとっている場合。なお、本部で受付し支部管轄区域の事件の場合は支部所属の弁護士に出勤要請するなどは含んでいない。

裁判所掲示告知 *印は、現在掲示をしていない、または不明。

警察署ポスター 印は警察署によって異なる。*印はポスターはないがチラシ有り。

登録人数(当番) 本部で把握しているものについて記載。登録を支部別に行っている場合は合計を記載。長崎県は離島を除く場合の登録者数。基本的に新規会員を含んでいる。

登録人数(国選) 国選弁護人の名簿登録制度をとっていない場合は、名簿登録制度なしと記載するか実際に引き受けた会員数を記載(*印)。登録率は登録制度のない会の会員数を除いた割合。横浜は本部管轄の人数なので母体数が会員数と異なる。熊本は支部のみの登録者を含んだ人数。

費用基準 当番弁護士で出勤し私選受任する際の着手金・報酬金等につき一定の基準を設け、それ以上の場合は決裁・審査等を要するなど。